

種類	【私立高等学校等に在籍する生徒への補助金・給付金】																																			
	給付金・返還を要しないもの（支給）																																			
	国の制度	県の制度	県の制度（国補助）	県の制度（国補助）																																
	(1) 私立高等学校等就学支援金【新制度】	(2) 私立高等学校等授業料軽減補助金	(3) 中途退学者学び直し支援補助金	(4) 奨学給付金																																
内容	全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、家庭の教育費負担を軽減するための補助金	授業料にかかる保護者の経済的負担の一部を軽減する補助金 * 学校法人等が行う制度を一定基準で県が補助	高等学校等を退学した方が再び私立高等学校等で学び直す場合に、家庭の授業料負担を軽減するための補助金	全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金で年に1回支給します。																																
対象	私立高等学校、又は私立専修学校高等課程、各種学校（外国人学校高等科、国家資格者養成施設）に在籍	県内の私立高等学校、又は私立専修学校高等課程、各種学校（外国人学校高等科、国家資格者養成施設）に在籍	私立高等学校等就学支援金【新制度】と同じ	私立高等学校、私立中等教育学校後期課程、私立高等専門学校（1～3学年）、私立専修学校高等課程、各種学校（外国人学校高等科）、私立専修学校一般課程、各種学校のうち国家資格者養成施設に在籍																																
	生徒及び保護者の住所を問わない	保護者が県内に在住	生徒及び保護者の住所を問わない	保護者が県内に在住																																
申請時期等	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要	・県内私立学校に在学する場合 毎年、9月頃に各学校で申請受付 ・県外私立学校に在学する場合 毎年、9月頃に県へ直接申請が必要																																
補助の方法と申請時期	学校法人等が代理受領し、授業料と相殺等	学校法人等が口座振込又は授業料請求を減額	学校法人等が代理受領し、授業料と相殺等	・県内私立学校に在学する場合 学校設置者経由で保護者等の口座に振込又は学校徴収金等に充当 ・県外私立学校に在学する場合 直接口座振込																																
要件等	<p><基本額：118,800円（年額）></p> <p>保護者の市町村民税所得割額が ※1 304,200円未満の場合 →基本額のみ</p>		<p>□補助金額は、いずれも上限です。 授業料の額を超えて補助することはありません。 □退学・休学期間等は、補助対象期間から除きます。</p>	<p><支給要件></p> <p>※①～⑤全て満たす方</p> <p>①高等学校等を卒業又は修了していない方</p> <p>②高等学校等に在学した期間が36月（通信制は48月）を超える方</p> <p>③高等学校等を中退したことのある方</p> <p>④学び直し支援金の受給期間が通算24月未満の方</p> <p>⑤保護者の市町村民税所得割額が304,200円未満の方</p> <p><支給額></p> <p>・月額授業料の場合は、就学支援金と同様に、保護者の市町村民税所得割額により、就学支援金【新制度】と同額を支給します。</p> <p>・単位毎に授業料が決めている場合は、就学支援金【新制度】における月額授業料の場合の支給額と単位制の授業料月額いずれか低い額となります。</p> <p>なお、通算上限74単位・年間上限30単位は設定しません。</p>																																
	<p><加算額 a 2.5倍加算：+178,200円（年額）></p> <p>保護者の市町村民税所得割額が ※1 非課税の場合 →基本額 + 加算額 a = 297,000円</p>		<p><第1種：10,800円（年額）></p> <p>・保護者の市町村民税所得割額が ※1 非課税の場合</p>																																	
	<p><加算額 b 2倍加算：+118,800円（年額）></p> <p>保護者の市町村民税所得割額が ※1 51,300円未満の場合 →基本額+加算額 b=237,600円</p>		<p><第2種：52,644円（年額）></p> <p>保護者の市町村民税所得割額 ※1</p>																																	
	<p><加算額 c 1.5倍加算：+59,400円（年額）></p> <p>保護者の市町村民税所得割額が ※1 154,500円未満の場合 →基本額+加算額 c=178,200円</p>		<p><第3種：35,100円（年額）></p> <p>保護者の市町村民税所得割額 ※1</p>																																	
	<p>※単位毎に授業料が決めている場合は、1単位あたり4,812円（通算上限74単位・年間上限30単位）支給されますが、在籍期間や登録単位数によって一人ひとり補助金額が異なります。</p>		<p>・家計急変の場合（月割り・5,700円/月） （年度途中の死亡、り災、失業、倒産、破産、長期療養）</p>																																	
<p>○就学支援金と授業料軽減補助金の所得要件と補助金額一覧（金額はいずれも上限）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保護者の道府県民税・市町村民税所得割の合算額 ※1（所得要件）</th> <th colspan="2">(1) 就学支援金（年額）</th> <th rowspan="2">(2) 授業料軽減補助金（年額）</th> <th rowspan="2">(1)と(2)の計（年額）</th> <th rowspan="2">世帯年収の目安 モデル世帯（標準家庭） ※両親片働き、子供2人（うち高校生1人）を想定</th> </tr> <tr> <th>基本額</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円（非課税）</td> <td>118,800円</td> <td>178,200円</td> <td>10,800円</td> <td>307,800円</td> <td>約250万円未満</td> </tr> <tr> <td>100円以上 85,500円未満</td> <td>118,800円</td> <td>118,800円</td> <td>52,644円</td> <td>290,244円</td> <td>約250万円～ 約350万円未満</td> </tr> <tr> <td>85,500円以上 257,500円未満</td> <td>118,800円</td> <td>59,400円</td> <td>35,100円</td> <td>213,300円</td> <td>約350万円～ 約590万円未満</td> </tr> <tr> <td>257,500円以上 507,000円未満</td> <td>118,800円</td> <td></td> <td></td> <td>118,800円</td> <td>約590万円～ 約910万円未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 保護者が両親の場合には、両方の道府県民税・市町村民税所得割の合算額を合計します。</p>				保護者の道府県民税・市町村民税所得割の合算額 ※1（所得要件）	(1) 就学支援金（年額）		(2) 授業料軽減補助金（年額）	(1)と(2)の計（年額）	世帯年収の目安 モデル世帯（標準家庭） ※両親片働き、子供2人（うち高校生1人）を想定	基本額	加算額	0円（非課税）	118,800円	178,200円	10,800円	307,800円	約250万円未満	100円以上 85,500円未満	118,800円	118,800円	52,644円	290,244円	約250万円～ 約350万円未満	85,500円以上 257,500円未満	118,800円	59,400円	35,100円	213,300円	約350万円～ 約590万円未満	257,500円以上 507,000円未満	118,800円			118,800円	約590万円～ 約910万円未満	<p><支給期間></p> <p>・最大で24月（通信制も同じ）</p>
保護者の道府県民税・市町村民税所得割の合算額 ※1（所得要件）	(1) 就学支援金（年額）		(2) 授業料軽減補助金（年額）		(1)と(2)の計（年額）	世帯年収の目安 モデル世帯（標準家庭） ※両親片働き、子供2人（うち高校生1人）を想定																														
	基本額	加算額																																		
0円（非課税）	118,800円	178,200円	10,800円	307,800円	約250万円未満																															
100円以上 85,500円未満	118,800円	118,800円	52,644円	290,244円	約250万円～ 約350万円未満																															
85,500円以上 257,500円未満	118,800円	59,400円	35,100円	213,300円	約350万円～ 約590万円未満																															
257,500円以上 507,000円未満	118,800円			118,800円	約590万円～ 約910万円未満																															
<p>※支給要件は全て7月1日現在の状況により認定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">支給区分</th> <th colspan="2">通信制</th> </tr> <tr> <th colspan="2">通信制以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非課税世帯</td> <td rowspan="2">生活保護受給世帯</td> <td colspan="2">52,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">52,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1子の高校生等がいる世帯</td> <td colspan="2">38,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">89,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯</td> <td colspan="2">138,000円</td> </tr> </tbody> </table>				支給区分		通信制		通信制以外		非課税世帯	生活保護受給世帯	52,600円		52,600円		第1子の高校生等がいる世帯	38,100円		89,000円		15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯		138,000円		<p>※ 県内私立高等学校に在学していても、保護者等が他都道府県に在住している場合は、保護者の住民票がある都道府県へ申請してください。</p> <p>※ 奨学給付金は、都道府県により支給額や支給方法が異なる場合があります。詳細は、保護者の住民票がある都道府県の担当課へお問い合わせください。</p> <p>※ 県内私立高等学校とは県内に学校の本校がある場合のことをいい、例えば、県外に本校がある広域通信制高等学校のいわゆる「岐阜キャンパス」等は県外の学校扱いになりますのでご注意ください。</p>											
支給区分		通信制																																		
		通信制以外																																		
非課税世帯	生活保護受給世帯	52,600円																																		
		52,600円																																		
	第1子の高校生等がいる世帯	38,100円																																		
		89,000円																																		
15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯		138,000円																																		

種類	【私立小中学校に在籍する児童・生徒への補助金】	【私立高等学校等に在籍する生徒への奨学金】																																		
	返還を要しないもの（支給）	無利子貸付金・卒業後10年で返還するもの（貸与）																																		
	国の制度 小中学校等修学支援補助金	(ア) 子育て支援奨学金	(イ) 県選奨生奨学金	(ウ) 高等学校奨学金 (修学バックアップ貸付金)																																
内容	全ての児童・生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、家庭の教育費負担を軽減するための補助金	子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の方への貸付奨学金	学業成績が優秀でかつ心身が健全であって、経済的理由により修学が困難な方への貸付奨学金	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方への貸付奨学金																																
対象	私立小学校、私立中学校、私立義務教育学校、私立中等教育学校の前期課程、私立特別支援学校小学部及び中学部に在籍 児童・生徒及び保護者の住所地を問わない	県内／県外の私立高等学校 又は私立専修学校高等課程に在籍	県内／県外の私立高等学校 又は私立専修学校高等課程に在籍	県内の私立高等学校に在籍 保護者県内在住、貸与・返還に関して学校長が人物推薦する人																																
申請時期等	9月に各学校で申請受付	4月・10月に学校で申請受付 申請年の4月又は10月から卒業月までの期間貸与	4月・10月に学校で申請受付 申請年の4月又は10月から卒業月までの期間貸与	4月・10月に学校で申請受付 申請年の4月又は10月から卒業月までの期間貸与																																
貸与・補助の方法と申請時期	学校法人等が代理受領し、授業料と相殺等	県から本人名義の口座に振込み 1年目 4月申請 7月に6ヶ月分、10月、1月に3ヶ月分 10月申請 1月に6ヶ月分 2年目以降 5月、7月、10月、1月に3ヶ月分	県から本人名義の口座に振込み 1年目 4月申請 7月に6ヶ月分、10月、1月に3ヶ月分 10月申請 1月に6ヶ月分 2年目以降 5月、7月、10月、1月に3ヶ月分	県から本人名義の口座に振込み 1年目 4月申請 7月に6ヶ月分、10月、1月に3ヶ月分 10月申請 1月に6ヶ月分 2年目以降 5月、7月、10月、1月に3ヶ月分																																
要件等	<p>< 支給要件 ></p> <p>※①～④のすべてを満たす方</p> <p>①7月1日時点で、児童・生徒が私立の小中学校に在籍していること。</p> <p>②保護者等全員の年収合計額が400万円未満(目安)であること。</p> <p>③保護者等全員の保有資産額の合計が600万円以下であること。</p> <p>④文部科学省が実施するアンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただけること。</p> <p>※保護者等とは、親権者全員(親権者がいない場合は未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者)、同居の祖父母、左記の者以外に授業料を負担する者のことを指します。</p> <p>< 補助金額 ></p> <p>最大で年額100,000円を支援</p> <p>※文部科学省が予算の範囲内で行う「私立小中学校等へ通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」のため、要件を満たしている場合でも、支援の対象とならないことがあります。</p>	<p>成績要件： なし</p> <p>所得要件： なし</p> <p>貸与月額：</p> <table border="1"> <tr><td>自宅</td><td>30,000</td><td>円</td></tr> <tr><td rowspan="2">自宅外等</td><td>35,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>40,000</td><td>円</td></tr> </table> <p>入学支度金： (1年生で希望する場合)</p> <p>75,000 円</p> <p>※いずれの奨学金にも、連帯保証人が1名必要です。</p> <p>※自宅通学のうち、通学費が高額の場合は自宅外等の選択が可能です。</p> <p>※各奨学金は併用不可です。</p>	自宅	30,000	円	自宅外等	35,000	円	40,000	円	<p>成績要件： あり</p> <p>(高校1年生) 中学3年時の成績が3.5以上 (高校2年生以上) 前学年の成績が3.0以上</p> <p>所得要件： なし</p> <p>貸与月額：</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="2">自宅</td><td>30,000</td><td>円</td><td rowspan="2">} 選択可</td></tr> <tr><td>47,000</td><td>円</td></tr> <tr><td rowspan="4">自宅外等</td><td>35,000</td><td>円</td><td rowspan="4">} 選択可</td></tr> <tr><td>40,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>52,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>57,000</td><td>円</td></tr> </table>	自宅	30,000	円	} 選択可	47,000	円	自宅外等	35,000	円	} 選択可	40,000	円	52,000	円	57,000	円	<p>成績要件： なし</p> <p>所得要件： あり</p> <p>世帯全員の所得額が生活保護基準の1.5倍以下(4人家族で収入約300万円以下程度(目安))</p> <p>貸与月額：</p> <table border="1"> <tr><td>自宅</td><td>30,000</td><td>円</td></tr> <tr><td rowspan="2">自宅外等</td><td>35,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>40,000</td><td>円</td></tr> </table>	自宅	30,000	円	自宅外等	35,000	円	40,000	円
自宅	30,000	円																																		
自宅外等	35,000	円																																		
	40,000	円																																		
自宅	30,000	円	} 選択可																																	
	47,000	円																																		
自宅外等	35,000	円	} 選択可																																	
	40,000	円																																		
	52,000	円																																		
	57,000	円																																		
自宅	30,000	円																																		
自宅外等	35,000	円																																		
	40,000	円																																		
<p>貸与・返還の流れ</p> <p>○7月、10月、1月の下旬に、口座振込。 ○来年度以降は、年4回(5,7,10,1月)口座振込。</p> <p>○卒業後10年間、年2回(6,12月)の計20回に分けて返還。 ○大学等に進学した場合、経済的に困窮している場合は、その期間は返還を猶予できます。</p>																																				